

海水浴場における規制の傾向の把握に関する研究 -神奈川県を対象として-

The tendency of the regulation and discovery of a problem in a beach -Targeted for the Kanagawa area.-

○吉本弘太¹, 佐久間大和², 畔柳昭雄³, 菅原遼⁴

*Yoshimoto Kouta¹, Sakuma Yamato², Akio Kuroyanagi³, Sugahara Ryo⁴

A problem by the user is often caused in a beach in recent years, and it's regarded as a problem that the quality of deterioration in Jian and the user's manners in an area has dropped. There isn't a lot of one which could state that the past study was seen on the occasion of such situation about a regulation in a beach and regulation. So the countermeasure which aims at Kanagawa-ken taking strict regulation and regulation out of the deterioration in Jian recent years by this research, and is each towns and villages of the user on a beach and, strict, the problem of bringing by regulating it, record, it's investigated and it's to grasp the current state and put it in order, and I have the state of the future beach and the thing which does the exercercise which should be settled clearly for my object.

1. はじめに

旧来、海水浴場は病気に対する治療法の一つとして取り入れられてきたが、時代の変化により、海水浴は人々の娯楽へと変化し、今日では海水浴場は遊泳のみならず多様な利用がなされてきている。その一方、海水浴場利用者による周辺地域への危険・迷惑行為、ゴミの放置等に伴う、地域の治安悪化や利用者のマナーの低下が、全国の海水浴場で問題視されている。こうした状況に対し、各自治体では条例の改正及び施行による海水浴場の利用に関する規制を図っている。そこで、本研究では、海水浴場における規制のあり方を把握することを目的とする。

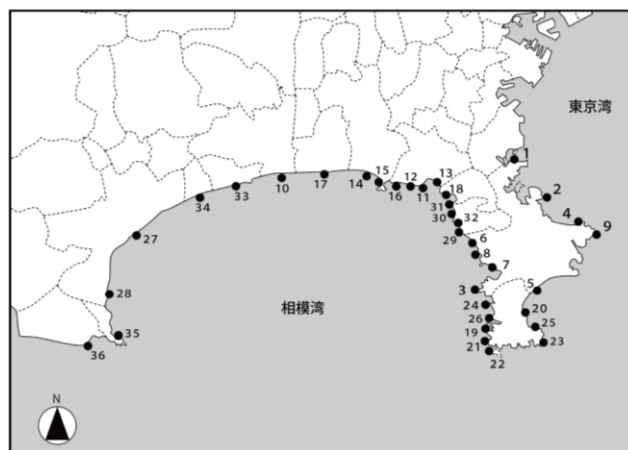
2. 調査概要

調査対象地を Figure 1, 調査概要を Table 1 に示す。本研究では、2000 年より海水浴場の利用に関する条例を施行することで、問題の改善を図っている神奈川県を対象に、環境省、神奈川県及び海水浴場が設置されている各市町村へのヒアリング調査を行うことで神奈川県に設置されている海水浴場数を把握した。

次いで、これらの海水浴場を対象に、ヒアリング調査及び文献調査を行い各海水浴場の実情や、利用者のマナー違反に対する対応策、及び近年の海水浴場利用者の傾向を把握した。

3. 調査結果及び考察

各海水浴場における実情や違反行為への対応を取りまとめた結果を Table 2 に示す。神奈川県では海水浴場が 36 ヶ所設置されていた。その内、2015 年に開設された海水浴場は 27 ヶ所であった。残りの 9 ヶ所の海水



No.	市町村名	海水浴場名	No.	市町村名	海水浴場名
1	横浜市金沢区	海の公園	19	三浦市	横根海水浴場
2	横須賀市	猿島公園	20		三浦海岸海水浴場
3		長浜海岸	21		網綱海水浴場
4		走水海水浴場	22		荒井浜海水浴場
5		津久井浜海水浴場	23		大浦海水浴場
6		久留和海水浴場	24		和田海水浴場
7		芦名海水浴場	25		菊名海水浴場
8		秋谷海水浴場	26		三戸浜海水浴場
9		観音崎海水浴場	27		御幸の浜海水浴場
10	横須賀市	湘南ベルマーレひらつかビーチパーク	28	小田原市	江之浦海水浴場
11	鎌倉市	由比ガ浜海水浴場	29	三浦郡葉山町	長者ヶ崎・大浜海水浴場
12		腰越海水浴場	30		一色海水浴場
13		村木座海水浴場	31		森戸海水浴場
14		辻堂海水浴場	32		大浜海岸
15	藤沢市	片瀬西浜・鵜沼海水浴場	33	中群大磯町	大磯海水浴場
16		片瀬東浜海水浴場	34	中群二宮町	袖ヶ浦海水浴場
17	茅ヶ崎市	サザンビーチちがさき	35	足柄下郡真鶴町	岩海海水浴場
18	逗子市	逗子海水浴場	36	足柄下郡湯河原町	湯河原海水浴場

Figure 1. Target place outline

Table 1. Investigation outline

項目	調査概要
調査対象地	神奈川県が設置している海水浴場 36 ヶ所
調査日	2015年9月1日～9月20日(20日間)
調査方法	ヒアリング調査・文献調査
ヒアリング対象者	環境省・神奈川県庁・市町村
ヒアリング内容	海水浴場数・条例の有無・近年の海水浴場での対策

1 : 日大理工・学部・海建 CST ,Nihon-U.

2 : 日大理工・院 (前)・海建 Graduate School ,Nihon-U. ,Dr.Eng.

2 : 日大理工・教員・海建 Prof, CST ,Nihon-U. ,Dr.Eng.

3 : 日大理工・教員・海建 Assistant Prof, CST ,Nihon-U. ,M.Eng.

Table 2. Measure of act on contravention on each beach

県	市区町村	海水浴場名	設置数	合計	神奈川県条例		海水浴場ルールに関するガイドライン					備考	
					ボート等	危険な器具	喫煙	飲酒	入れ墨	粗暴な言動	音響機器		火気
神奈川県	横浜市金沢区	海の公園	1	36	x	x	x	△	△	△	△	△	個人のモラルを重視してのルール作り。 飲酒、入れ墨など注意喚起し、 キャンペーンを今年から実施。
		猿島公園			x	x	x	△	△	△	△	△	
	横須賀市	長浜海岸			x	x	x	△	△	△	△	△	海水浴場としての扱いをしていない。海の家を設置する人が居ない。公認されたものではない。
		走水海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		津久井浜海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		久留和海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		芦名海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		秋谷海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
	平塚市	湘南ベルマーレ	1		x	x	x	△	△	△	△	△	個人のモラルを尊重
		ひらつかビーチパーク			x	x	x	△	△	△	△	△	
	鎌倉市	由比ガ浜海水浴場	3		x	x	x	x	x	x	x	x	鎌倉市は独自の条例を制定している。
		腰越海水浴場			x	x	x	x	x	x	x	x	
		材木座海水浴場			x	x	x	x	x	x	x	x	
	藤沢市	辻堂海水浴場	3		x	x	x	△	△	△	△	△	パトロールの実施
		片瀬西浜・鶴沼海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		片瀬東浜海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
	茅ヶ崎市	サザンビーチちがさき	1		x	x	x	△	△	△	△	△	楽しく安全を考慮しながら個人のモラル重視 逗子市は独自の条例を制定している。
	逗子市	逗子海水浴場	1		x	x	x	x	x	x	x	x	
	三浦市	横堤海水浴場	8		x	x	x	△	△	△	△	△	監視体制を整備している。
		三浦海岸海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		網網海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		荒井浜海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
		大浦海水浴場			x	x	x	△	△	△	△	△	
和田海水浴場		x		x	x	△	△	△	△	△			
菊名海水浴場		x		x	x	△	△	△	△	△			
三戸浜海水浴場		x		x	x	△	△	△	△	△			
小田原市	御幸の浜海水浴場	2	x	x	x	△	△	△	△	△	今年から県のポスターを使ってキャンペーン行った。 地域の実用に添ったルール作り。モラルに頼る形。		
	江之浦海水浴場		x	x	x	△	△	△	△	△			
三浦郡葉山町	長者ヶ崎・大浜海水浴場	4	x	x	x	△	△	△	△	△	節度ある行動に協力いただく。		
	一色海水浴場		x	x	x	△	△	△	△	△			
	森戸海水浴場		x	x	x	△	△	△	△	△			
中群大磯町	大磯海水浴場	1	x	x	x	△	△	△	△	△	個人のモラルを尊重 今年から巡視員を委託して監視している。		
中群二宮町	袖ヶ浦海水浴場	1	現在浸食した海岸を取り戻す養浜中のため(平成19年の台風の影響で平成20年より)休止					△	△	△		△	
足柄下群真鶴町	岩海海水浴場	1	x	x	x	△	△	△	△	△	△	個人のモラルを尊重	
足柄下群湯河原町	湯河原海水浴場	1	x	x	x	△	△	△	△	△	△	個人のモラルを尊重	
凡例	△：違反者に対して注意喚起のみ				×：違反者に対して没収、退去命令、罰金等を行う								

浴場では、海水浴場の来場客数及び海の家設置数の減少や自然災害に伴う海岸浸食により閉鎖されており、海水浴場の利用に関する規制は行われていない。

次に、各自治体では神奈川県が定めた条例に基づき水上ボート類、もりや水中銃等の危険な器具、喫煙に関しては違反行為として対応を行っている。現在は各海水浴場において目立つ違反者はおらず、利用者のモラルを尊重しているため、特別な条例を設ける必要性がないとしている。しかし、治安の悪化に先駆け監視員や巡視員などによるパトロールの強化や海水浴場利用者のマナー向上のキャンペーンを定期的に行う対策を図っている。

一方、違反項目すべてに厳しい罰則を設けている逗子市と鎌倉市に着目すると、神奈川県が定めた条例に加えて県が推進する「海水浴場ルールに関するガイドライン」に記載されている飲酒、入れ墨、粗暴な言動、音響機器、火気においても違反行為として、市独自の条例を設けて、罰則のある厳しい取り締まりを行っている。これは近年、ライブステージやDJブースを設けた海の家利用者による周辺地域への危険・迷惑行為の増加に伴い、各自治体が違反者に対し厳格な罰則を与えることを意図して設けている。しかし、条例を厳格化した海水浴場の来場者数は、改正前と比較し

減少している。そこで、自治体によっては来場者数を取り戻すために厳しくした条例を改めて緩和し、入込客数の回復を図っている。その一方で来場者数が減少したが安心・安全な海水浴場を実現するため、厳格な条例を続けていく方針をとる市も見受けられた。

4. おわりに

本研究では、神奈川県下の海水浴場の各種対応策について現状を明らかにした。しかし、規制強化の必要性が見出されてからまだ5年程しか経っておらず、試験的なものとなっている。そこで今後は、本研究を踏まえ、調査対象地を関東圏域の海水浴場まで広げ、海水浴場ごとの規制の比較を行うとともに地域ごとの規制のあり方を検討していく。

参考文献

- [1] 畔柳昭雄：「海水浴と日本人」、中央公論新社 151p~160p, 2010年7月,
- [2] 保健福祉局：「神奈川県海水浴場等に関する条例」
- [3] 逗子市：「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則」
- [4] 鎌倉市：「海水浴場のマナー向上に関する条例」
- [5] 県土整備局：「海水浴場ルールに関するガイドライン」